



議案第六十二号

三朝町特別土地保有税審議会条例の設定について

次のとおり三朝町特別土地保有税審議会条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十三年四月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾三年四月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町特別土地保有税審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六百三条の三第三項の規定に基づき、三朝町特別土地保有税審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員)

第二条 審議会は、土地利用、都市計画又は土地に関する税制について学識経験のある者及び地方公共団体の職員のうちから、町長が委嘱又は任命する三人の委員をもつて組織する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第三条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、町長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、税務課において処理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。